

令和3年11月16日 常勤理事会

## ガバナンス・コードの遵守について

学校法人船田教育会

令和3年度におけるガバナンス・コードの、「1. 明示」「2. 遵守項目・遵守状況」「3. 公表」について、以下に報告する。

### 1. 明示

本学ホームページの「大学案内」→「ガバナンス・コード」→「ガバナンス・コード」、又は「情報公開」→「情報公開について」→「学校案内」→「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部ガバナンス・コード」→「ガバナンス・コード」として、初版(令和2年3月25日発行)、第2版(令和3年3月30日発行)が掲載されている。

### 2. 遵守項目・遵守状況

本学のガバナンス・コードは、日本私立大学協会が公表したガバナンス・コードに準拠し策定されている。初版を令和元年度に、第2版を令和2年度に策定するなどし、改正を繰り返しながら、より適切な「ガバナンス・コード」としていく。

本学のガバナンス・コードでは、各項目に該当する学内規程とその条文番号を記載し、それらが遵守されている様子をわかりやすく示している。

なお、令和2年度後期に“3つの方針(ポリシー)”である「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の見直しがあり、これらを新たに反映させた“第3版”を急ぎ策定する予定。

### 3. 公表

本報告について、前述「1. 明示」にある情報公開と同じ場にて公表する。

以上

[参考] 令和3年度私立大学等経常費補助金の交付申請において、「令和3年度教育の質に係る客観的指標調査票」に「1. 全体的チェック体制 (1)ガバナンスコードの遵守」との項目が第1番目に記されている。